

岡崎市公共工事前金払処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の適正な施行と促進を図るため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定による前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事前金払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第1項に規定する公共工事のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 契約金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事
- (2) 契約金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査、土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造及び測量

(前金払の割合等)

第3条 前条第1号の前金払の割合は、契約金額の10分の4以内とする。

2 前条第2号の前金払の割合は、契約金額の10分の3以内とする。

3 前金払の額に10万円未満の端数が生じた場合は、当該端数の額は、これを切り捨てるものとする。

4 債務負担行為に基づく工事費等の前金払の額は、年度ごとの債務負担行為の出来高予定額に第1項又は第2項の割合を適用するものとする。

5 市は、前金払をした後において工事の変更等の理由により契約金額を減額した場合は、減額後の契約金額の10分の5以内の額を前金払として認めるものとし、前金払をした金額が、前金払として認めた額を超えたときは、その超えた部分について特別の理由のあるものを除き、返還させるものとする。

(中間前金払)

第4条 市は、第2条第1項に掲げる工事で次に掲げる要件に該当するものについては、契約金額の10分の2を超えない範囲内で、既にした前金払に追加して中間前金払ができるものとする。

- (1) 工期の2分の1が経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

(部分払)

第5条 請負者は、同一の契約において中間前金払と部分払のいずれか一方のみを請求できるものとし、どちらか一方の請求をした時点でもう一方を請求する権利は消滅するものとする。なお、前金払と部分払との併用については、制限はない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、中間前金払が行われた工事についても部分払ができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 債務負担行為及び継続費に係る特例として、当該年度の支払限度額の年割額(最終年度に係るものを除く。)に係る部分払については、その年割額に対応する工事出来高が当該年割額の

9分の10を超えた場合 当該年度の支払限度額を限度として算定して得た額

- (2) 中間前金払をした工事が、契約金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合において、市の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事が年度内に完成することができず、繰越が予想される場合 次の算式により算定して得た額

工事出来高金額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負額) - 中間前払金額

(請求手続き等)

第6条 前金払を受けようとする者は、前払金請求書(様式第19 - 1号)に保証証書を添付し提出するものとする。なお、その保証契約がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)で作成されている場合(以下「電子保証」という。)には、その電子保証をもって提出書類に代えることができる。

2 中間前金払を受けようとする者の手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中間前金払を受けようとする者は、支払いの請求に先立ち中間前払金認定請求書(様式第19 - 2号)により、第4条第1項各号に掲げる要件を満たしていることの認定を請求するものとする。

- (2) 市は、前項の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を中間前払金認定通知書(様式第19 - 3号)により当該認定を請求した者に通知するものとする。

- (3) 中間前金払を受けようとする者は、中間前払金請求書(様式第19 - 4号)に保証証書(電子保証を含む。)を添付し提出するものとする。

3 市は、前2項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から30日以内に前払金又は中間前払金を支払わなければならない。

4 前金払の対象となる契約を締結し、前払金の支払を希望しない者は、前払金請求辞退届(様式20号)を提出するものとする。ただし、中間前金払の適用にあつては、この限りでない。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の岡崎市公共工事前金払処理要領の規定は、平成21年4月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。